

## 2024 年度入学試験問題 出題趣旨（憲法）

本問は、国民投票権および選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられるに至ったことに鑑みて、18 歳以上の高校生の選挙運動・政治活動・投票運動（以下「政治的活動」）を、校則で規制することの憲法適合性を問うものである。X は、高校生であるとともに、有権者としての地位も有している。この主体の二重性をいかに読み解くかが、本問を解く上で鍵となる。

X の側からは、昭和女子大事件判決（最判昭和 49 年 7 月 19 日）の射程をいかに限定できるかがポイントとなる（同事件は私法関係であり、本問は公法関係であるが、同判決は「国公立であると私立であると問わず」としている点に留意したい）。同判決は、在学する学生を規律する大学の包括的権能に照らして、「学内及び学外における学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもつて直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない」と述べている。本問では、私立大学ではなく公立高校である点で、学校の包括的権能にいかなる限定を課しうるかが問題となる（私立高校について、最判平成 3 年 9 月 3 日判時 1401 号 56 頁参照）。

また、放課後・休日等に学校の構外で行われる政治的活動について、許可・届出を要している点が、思想良心の自由を不当に侵害しないかが問題となる。三菱樹脂事件判決は、雇用関係において、思想・信条を調査する、申告を求めることも違法ではないとしている。在学関係において、同様の考慮が当てはまるかについて、麴町中学内申書事件判決（最判昭和 63 年 7 月 15 日）の射程なども慎重に考慮して、議論を組み立てる必要がある。

さらに、処分①と処分②の前提となる行為は、それぞれ学校の構内と構外における規律である点をどう評価するかもポイントとなる。一つの考え方は、構内における規律については包括的権能を広く認めるのに対して、構外については市民的自由を最大限尊重すべく校則の規定を憲法適合的に解釈する道筋であろう。校則の限定解釈が難しいようであれば、本問に特有の事実関係をうまく用いて、適用違憲の主張をしたいところである。

他方、校長 Y は、高校の包括的権能に基づいて、学生の自由に対して広範な規律を及ぼしうることを主張することになる。高校は、大学の自治を中核とする学問の自由の完全な保障を受けるわけではないが（ポポロ事件判決を参照）、他方で大学教育に比べると批判能力には乏しいと思われる高校生を規律する必要性を有している（旭川学テ事件判決を参照）。校則及び処分が、過度に広範な規制となっていないことを綿密に論証していくことが肝要である。なお、エホバの証人剣道実技拒否事件判決などを参考に、校長の行政法上の裁量権の問題に全てを回収すると、以上の包括的権能に係る憲法上の論点が見えづらくなるので、その点は留意の必要がある。

結論はいずれもありうるところであるが、最高裁の判例の射程を慎重に踏まえつつ、高校の包括的権能をどの範囲で限定しうるかを明確に示すことが、特に評価のポイントとなる。